

平成29年度答申第24号  
平成29年11月28日

諮問番号 平成29年度諮問第27号（平成29年10月6日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく事業主の事実上の倒産の認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事

業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃確令2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があつたことを掲げている。
- (3) 賃確則9条2項は、賃確令2条1項4号の労働基準監督署長の認定を申請しようとする者は、申請書を、当該申請に係る事業主の事業（賃確法7条の事業をいう。）からの退職の日においてその者が使用されていた事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、当該事業主の住所地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、株式会社P（以下「本件会社」という。）に雇用され、本件会社のB営業所で就労する労働者であったが、平成27年11月30日、本件会社を退職した。

（認定申請書）

- (2) 審査請求人は、平成28年5月12日、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であつて、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定を求める認定申請書をC労働基準監督署長に提出して、本件認定申請を行った。

本件会社の本店所在地を管轄する労働基準監督署長である処分庁は、同月20日、C労働基準監督署長を経由して、上記認定申請書を受け付けた。

（認定申請書）

- (3) 処分庁は、同年10月5日、本件認定申請につき、「代表取締役自ら営業活動を続け、パート労働者1名を雇用していることから事業活動が継続しており、事業活動が停止したとは認められないため。」との理由を付し

て、本件不認定処分を行った。

(不認定通知書)

(4) 審査請求人は、同年11月17日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として、本件審査請求をした。審査請求の理由は、「毎月の支払返済が計画通りに実行されておらずこれを以て事業継続がされているという判断に納得がいきません。」というものである。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、平成29年10月6日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問説明書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁は、本件会社のB営業所の事業活動の停止は確認されているものの、本店において、パート労働者1名を雇用し、会社の代表者自ら営業活動を続けている実態があることなどからすると、本件会社の事業活動が停止したものと認めることはできないとし、本件不認定処分は妥当であり、違法又は不当なものであるとは認められないと判断している。

なお、審理員意見も同旨である。

## 第3 当審査会の判断

### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

### 2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件については以下の事実が認定できる。

ア 本件会社は、D地に本店を置き、情報システム開発業務、ソフトウェア作成コンサルタント業務、電気コンサルタント業務、介護施設経営のコンサルタント業務等を業とする株式会社であり、本店のほか、C市内にB営業所を置いていた。

(商業登記簿謄本、労働基準監督官作成の復命書)

イ C労働基準監督署の労働基準監督官は、平成28年5月11日、本件会社の事業活動状況の調査のため、審査請求人が退職前に勤務していたB営業所に臨場したところ、同営業所の所在場所は空室となっており、同営業所における事業活動は停止している旨判断した。

(労働基準監督官作成の復命書)

ウ 本件会社の代表取締役Q（以下「Q」という。）は、同月25日、処分庁に宛てて、「今後につきましては、営業活動を再開し、一日も早く業務を軌道に乗せ、毎月遅延なくお支払ができるよう努力する所存です。」などと記載した是正報告書を提出した。

（是正報告書）

エ 本件会社の銀行口座には、本件認定申請後、少なくとも同年6月20日までは、複数回の入出金があり、また、同年7月には、社会福祉法人等に宛ててソフトウェアシステムに関する見積書も作成されていた。

（当座預金取引経過照会、御見積書）

オ 本件会社の本店には、Qのほか、労働者1名が勤務しており、同労働者は少なくとも同年8月から同年10月頃まで勤務実態があり、同年10月4日時点で同労働者に対する賃金の未払はなかった。

（月別給料一覧表、出勤簿、電話聴取書）

(2) 上記認定事実によれば、本件会社は、同年5月にはB営業所の事業活動は停止していたものの、その後もQが事業活動継続の意欲を示し、本店においては労働者1名を雇用しており、同労働者に対しては賃金も支払われていたほか、見積書作成といった営業活動もされていたものと認めることができるから、本件不認定処分の時点において、政府による未払賃金の立替払の要件（事由）である「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態」にあったとは認められない。

(3) これに対し、審査請求人は、毎月の支払返済が計画どおりに実行されていないにもかかわらず、事業継続がされているという処分庁の判断に納得がいかない旨主張しており、これは、審査請求人に係る未払賃金の支払が滞っていることから、事業活動の継続が認められないとの趣旨と解される。しかしながら、上記のとおり、本件会社の事業活動が継続しているかどうかは、本件会社全体としての営業状況や他の労働者への賃金の支払状況等の諸事情を総合して判断すべきものであり、審査請求人への未払賃金の支払状況のみによって認定するものではないというべきである。

したがって、審査請求人の上記主張は採用することができない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	大	橋	洋	一